

|                |                                 |
|----------------|---------------------------------|
| <h1>高知県公報</h1> | 発行<br>高知県<br>高知市丸ノ内<br>一丁目2番20号 |
|                | 発行日<br>毎週2回<br>(火曜日・金曜日)        |

目 次

| 規 則  | ページ |
|--|-----|
| ◎高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則 | 1   |

規 則

高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。

令和4年10月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第47号

高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第30号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、令和4年11月1日とする。